

理事会 会議資料

(令和7年度第1回)

令和7年6月4日(水)

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会

令和7年度 第1回 神栖市社会福祉協議会理事会次第

日 時：令和7年6月4日(水)

午後2時～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議 事

議案第1号 令和6年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認について

議案第2号 令和7年度定時評議員会の招集について

5. 閉 会

議案第1号

令和6年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業区分収支決算並びに
公益事業区分収支決算の承認について

<提案理由>

定款第39条及び経理規程第5条の規定に基づき、令和6年度の事業報告書及び決算について、以下の書類としてまとめました。審議の上、同意願います。

1 令和6年度事業報告書(概要)

定款第39条第1号に規定する事業報告書として作成しました。相談件数をはじめ各事業の実績を数字でまとめ、令和6年度の本会事業の全体像を示しています。

2 令和6年度事業報告書及び収支決算書

定款第39条第2号に規定する事業報告の附属明細書、及び第3号、第4号、第6号に規定する決算書(計算書類)をまとめて作成しました。令和6年度に実施した各事業の概要と事業実績の詳細、及び法人全体の決算の状況を報告しています。

3 令和6年度決算書附属明細書

定款第39条第5号に規定する明細書です。拠点区分、サービス区分単位の決算の状況をはじめ、経理規程第5条に定める各種明細書をまとめています。

なお、当協議会の令和6年度の業務執行状況、及び財産の状況につきましては、令和7年5月30日に、監事による監査が実施されております。

本案につきましては理事会決議後、定時評議員会へ上程いたします。

令和7年6月4日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年6月4日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和7年度 第1回 理事会

議案第2号

令和7年度定時評議員会の招集について

<提案理由>

定款第14条の規定に基づき、令和7年度定時評議員会を、以下のとおり招集することについて、審議の上、決議願います。

令和7年度定時評議員会

開催日時 令和7年6月23日（月）午前10時00分から

開催場所 神栖市保健・福祉会館 別館2階 健康相談室

議事案件 議案第1号 令和6年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び社会福祉事業
区分収支決算並びに公益事業区分収支決算の承認

議案第2号 任期満了に伴う役員の選任（案）について

招集予定 評議員31名

令和7年6月4日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
会 長 石 田 進

令和7年6月4日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会
令和7年度 第1回 理事会

<資料> 関係法令、本会定款、規程等（抜粋）

< 定 款（令和4年4月改訂） >

（構成）

第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （4）予算及び事業計画の承認
- （5）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認

（評議員会の招集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（理事会の構成）

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の議長）

第29条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（理事会の決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- （5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- （6）財産目録

（会計年度）

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

＜ 経理規程 （令和2年10月改訂） ＞

（会計年度，計算関係書類及び財産目録）

第5条 本会の会計年度は，毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度終了後3か月以内に，次の計算書類及び第3項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 法人単位資金収支計算書及び資金収支内訳表 | (6) 事業区分貸借対照表内訳表 |
| (2) 法人単位事業活動計算書及び事業活動内訳表 | (7) 拠点区分資金収支計算書 |
| (3) 法人単位貸借対照表及び貸借対照表内訳表 | (8) 拠点区分事業活動計算書 |
| (4) 事業区分資金収支内訳表 | (9) 拠点区分貸借対照表 |
| (5) 事業区分事業活動内訳表 | |

3 附属明細書として作成する書類は下記とする。

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書 | (10) 基本金明細書 |
| (2) 引当金明細書 | (11) 国庫補助金等特別積立金明細書 |
| (3) 拠点区分別 資金収支明細書 | (12) 積立金・積立資産明細書 |
| (4) 拠点区分別 事業活動明細書 | |
| (5) 借入金明細書 | |
| (6) 寄附金収益明細書 | |
| (7) 補助金事業収益明細書 | |
| (8) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 | |
| (9) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 | |

4 財務諸表，附属明細書及び財産目録は，消費税等の税込金額により記載する。

5 計算関係書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成する。

6 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は，一円単位をもって表示する。